



自動車業界のサステナビリティ指針 4.0



DAIMLER TRUCK



HONDA



Mercedes-Benz



SCANIA

TOYOTA



VOLKSWAGEN
AKTIENGESELLSCHAFT

V O L V O



自動車業界における一般的期待要件

自動車業界のサステナビリティ指針

私達は持続出来るやり方で、卓越性、イノベーション、透明性を実現するために努力します。

人と環境は自動車業界における最も重要なリソースです。私達は会社と従業員、企業と社会、そして企業と環境が健全かつ調和的發展を遂げる為に、会社は会社の担う社会的責任及び義務を全うしなければならないと強く感じております。その一環として、私達は我々のサプライチェーンがビジネスインテグリティ、そして社会的パフォーマンス並びに環境パフォーマンスにおいて最高基準を達成出来る様、力を合わせて活動しております。

自動車業界のサプライチェーンは非常に複雑です。よって、可能な部分で同じ考え方やメッセージを共有する事にメリットがあると考えます。この自動車のサステナビリティ指針（“指針”）では、経営倫理、労働条件、人権、安全衛生、環境リーダーシップ、及びサプライチェーン精査という領域において2次以降のお取引先も含む全お取引先に対し、一定の期待事項を定めております。お取引先においては、これらの基準をご支持頂き、各社サプライチェーンへの落とし込みをお願い致します。

この指針は、ビジネスと人権に関する国連指導原則、ILO条約、OECD多国籍企業のための指針、環境と開発に関するリオ宣言、パリ協定、等を含む関連法令や国際基準に準ずる社会的責任、環境的責任、ならびにガバナンスの責任の基本原則に基づいています。

この指針では署名された取引先に対する共通期待事項を定めています。この指針を遵守する為、自動車部品サプライヤーでは、組織としてそのオペレーションの管理、目的の実現、及び継続改善の保証をサポートするマネジメントシステムを運用すべきです。この指針の実際の応用に関する推奨内容はプラクティカルガイド（Practical Guidance）に記載されています。

お取引先は常に該当法規を遵守し、業界のベストプラクティスの適用を心掛けなくてはなりません。この指針の内容が該当法規の内容を超えるものである場合、この指針は該当する強行法規の下許容される範囲で適用されます。個人の製造業者は、この指針に加え、独自の基準、行動規約、方針を有する場合があります。



1. 経営倫理

お取引先は、サプライチェーン全域において、最高基準のインテグリティを心掛け、サプライチェーン全域において誠実かつ公正にオペレーションを実施する事。また、お取引先は以下を含む経営倫理に基づきマネジメントシステムの運用を実施する事。

- 汚職防止・資金洗浄防止： お取引先は、贈賄、収賄、過剰な贈り物やもてなしの提供または受取り、ファシリテーションペイメント（便宜供与を受けるための支払い）などの汚職行為には、いかなる形であれ参画、是認してはならない。お取引先は 疑わしい取引について報告し、資金洗浄の兆候がないか注意を払う事。
- データ保護・データセキュリティ： サプライヤーは、個人データの収集、保管、使用、配布にあたり、プライバシーや人権擁護を尊重する事。
- 財務責任・記録の精度： お取引先は透明性をもって商取引を行い、その記録を正確に会社の財務報告へ反映し保管する事。お取引先は適切な財務報告システム管理が存在する事を確認する事。
- 情報の開示： お取引先は、該当規制や一般的な業界慣行に準じ、財務情報ならびに非財務情報を開示する事。
- 利害の対立： お取引先は、財務的利害やその他の利害と職責の対立が生じる状況や、不正と思われる状況を従業員が回避する様、またはその様な状況が発生した場合に従業員がそれを開示する様、保証する事。
- 偽造品： お取引先は偽造及び/または転用された部品やマテリアルが納品物に適用されるリスクを最小限に抑え、製品の設計プロセスにおいて関連技術基準を遵守する事。
- 知的財産： お取引先は、有効な知的財産権を順守する事。
- 輸出管理・取引・経済制裁： お取引先は、品物、ソフトウェア、サービス、テクノロジーの輸出・再輸出に関する該当規制、ならびに一定の国、地域、会社または事業体、個人がかかわる取引に関する該当規制を遵守する事。
- 苦情処理メカニズム： お取引先は、経営倫理、人権、またその他トピックに関する情報や意見を、報復措置の無い様、匿名で内密に打ち上げる事が出来る国連指導原則31に沿った有効な苦情処理メカニズムを構築する事。
- 復旧活動： お取引先は、自社の事業活動が環境的または社会的な悪影響をもたらした場合、またはその一端を担ってしまった場合、正当なプロセスによる改善・修復に協力する事。
- 報復措置防止： お取引先は、いかなる形であれ、利害関係者に対する脅迫、威嚇、身体的/法的攻撃を避ける事。これには表現・結社・平和的な集会・事業活動に対する抵抗の自由といった法的権利の行使に対する上記の行為を含む。

2. 環境

お取引先は、環境保護活動、自然資源の節約、生産・製品・サービスのライフサイクル全体における環境フットプリントの全般的削減を通して、環境責任への積極的なアプローチを構築し、実施、サポートする事。

お取引先は以下を含む環境マネジメントシステムを実施する事。

- **カーボンニュートラリティ:** お取引先は、パリ協定に沿って、期限が明確に定められた科学的根拠に基づく排気削減目標ならびに再生エネルギーの目標を設定すべく努力し、またバリューチェーン全域の脱炭素化を促進する施策を設定する事。
- **水質・消費・マネジメント:** お取引先は、適用法を遵守すべく、水消費量を最小限に抑え、責任ある排水排出処理により水を再利用し、雨水の流出による洪水の影響を防ぐ事。
- **空気の質:** お取引先は、適用法を遵守すべく、大気汚染に繋がりうる排気・排水の状況を定期的に監視、情報開示、適切に管理、最小化し、また及び可能な限り排気・排水を廃止する事。また、お取引先は、自社拠点における汚染源の累積インパクトを査定し、その結果に応じて汚染レベルを低減する事。
- **責任ある化学物質の管理:** お取引先は、法規を遵守する為、製造工程や完成品での規制物質の使用状況を把握し、使用量を最小化する、または使用を廃止する事。また、会社として工程や完成品に使われている規制物質の使用状況を把握し、製品並びに環境における責任を果たす為、積極的に適切な代替材の調査を実施する事。
- **循環性:** お取引先は、廃棄物を削減し、再利用やリサイクルを増やしつつ、持続性のある再生可能な天然資源の利用を支援し、クローズドループシステムを推進する事。
- **動物福祉:** お取引先は、動物福祉に関し、国際獣疫事務局 (OIE) が定めた動物の5つの自由を尊重する事。いかなる動物も自動車部品に使用するという唯一の目的の為に飼育、殺害される事があってはならない。
- **生物多様性・土地利用・森林破壊:** お取引先は、特に自社のオペレーションの影響を受ける主要生物多様性エリアのエコシステムを保護し、IUCN (国際自然保護連合) の生物多様性に関する解決策と推奨事項を含む国際生物多様性規制に基づき違法森林破壊とみなされる活動を回避する事。
- **土壌の質:** お取引先は、土壌侵食、滋養劣化、地盤沈下、土壌汚染を防ぐ為、必要に応じて自社が土壌の質に与えるインパクトの監視並びに管理を実施する事。
- **騒音:** お取引先は、騒音公害を防ぐため、必要に応じ工場騒音レベルの監視並びに管理を実施する事。



3. 人権および労働条件

お取引先は、労働者、地域社会、その他利害関係者の人権を尊重し、事業と人権に関する国連指導原則に則り、自社の事業活動が関係する人権への悪影響に対する防止・対策を実施する事。

お取引先は、以下を含む人権及び労働条件のマネジメントシステムを実施する事。

- 児童就労と若年労働者： お取引先は、自社の事業活動やサプライチェーン全域において、ILO就業最低年齢条約で定められた就業最低年齢を遵守し、いかなる児童就労をも許容してはならない。
- 賃金・福利厚生： お取引先は、適用規制や業界の一般的慣行に準拠した適切な報酬を従業員に提供する事。この報酬は最低賃金、残業手当、医療休暇、ならびに政府に義務付けられた福利厚生を含み、従業員やその家族が生活必需品をカバーし、まともな生活水準を送るのに十分な報酬である事。
- 就労時間： お取引先は、就労時間について、現地法や（該当する場合は）団体交渉合意内容を遵守する事。または就労時間に関する現地法が存在しない場合は、ILO基準を遵守する事。
- 現代奴隷： お取引先は、人身売買を含む、いかなる強制労働、奴隷労働をも禁止する事。
- 倫理的雇用： お取引先は、従業員となる可能性のある労働者に対し、仕事内容に関する誤った情報、または誤解を招く情報の提供、また雇用手数料支払いの要求をしてはならない。また/あるいは、従業員となる可能性のある労働者のパスポートやその他政府発行の身分証明書を没収、破棄、隠匿したり、アクセス拒否をしてはならない。従業員は、従業員の権利と責任を従業員が理解出来る言葉で分かりやすく説明し、誠意をもって作成された契約書を雇用開始時に受け取る事。
- 結社と団体交渉の自由： お取引先は、従業員が、報復、脅し、ハラスメントに対し怯える事無く、マネジメントと労働条件やマネジメントの活動や行為について率直にコミュニケーション出来る様にする事。会社は、組合参加、団体交渉、代理者の設定、労働者評議会への参加、といった従業員の権利を尊重する事。
- 差別・ハラスメントの禁止： お取引先は、従業員や職業に関わる如何なる差別やハラスメントをも禁止し、年齢、性別、性的志向、ジェンダーアイデンティティ（性自認）、民族、国籍、障害、妊娠、宗教、政党、組合との関連、保護を受ける退役軍人というステータス、遺伝情報、または婚姻関係といった従業員や応募者の特性に関わらず平等な雇用機会を提供する事。
- 女性の権利： お取引先は、平等な雇用機会を提供し、同等の仕事に対し平等な支払いを約束する事。• ダイバーシティ・エクイティ・インクルージョン（多様性・公平性・包摂性）： お取引先は、多様性を高く評価し、皆がそれぞれの能力をフルに発揮し貢献できる包摂的なカルチャーを構築、促進する事。またお取引先は、取締役も含め、従業員とリーダーの全てのレベルにおいて多様性を奨励する事。



3. 人権および労働条件

- マイノリティおよび先住民の権利： お取引先は、地域社会の有する教育、雇用、社会活動といった適正な生活環境に対する権利、並びに地域社会や地域社会の存在する土地に影響するような開発に対する、自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意の権利を尊重する事。特に社会的弱者の存在について考慮する事。
- 土地の権利と強制退去： お取引先は、買収、開発、またその他の用途で土地、森林、水を使用する場合、強制退去や土地、森林、水の剥奪といった事態を避ける事。
- 私营・民営治安部隊： 治安部隊の配備が人権の侵害に繋がる可能性がある場合、お取引先は、社内の訓練や管理不足を理由に、自社の事業プロジェクトを保護する為に私营・民営治安部隊を利用したり委任してはならない。



4. 安全衛生

お取引先は、労働安全衛生に関する地域法や業界スタンダードを満足する安全かつ衛生的な労働環境を従業員へ提供する事。

また、お取引先は、以下を含む安全衛生環境マネジメントシステムの運用を実施する事。

- 職場： お取引先は、リモートワーカーに対するベストプラクティスの理解、実践を奨励するとともに、地域や国の安全・労働衛生・火災安全法規を満たす、または上回る労働環境を提供する事。
- 個人用防護具： お取引先は、必要に応じ従業員に必要な個人用防護具を提供し、従業員にいつどの様に防護具を使用するかを理解させる事。
- 緊急時への備え： お取引先は、労働災害のリスク低減を図り、緊急時への備えと対応計画を構築する事。
- 事故管理： お取引先は、職場の事故の可能性を最小化する為、危険リスク解析システムを実施する事。この調査システムで真の原因の特定をサポートし、対策システムにより再発可能性の最小化に向けて全ての恒久施策が実施されていることを保証する事。
- コントラクター： お取引先は、自社のサプライチェーンの一員であるコントラクターの安全衛生を適切に管理する事。お取引先は、コントラクターの自社との事業活動で生じる危険の特定とリスクの査定・監査、並びにコントラクターの従業員に影響を及ぼす自社の活動を査定・管理する為の調達プロセスを整備する事。



5. 責任あるサプライチェーンマネジメント

お取引先は、責任ある企業行動を遵守するビジネスパートナーを選択し、サプライチェーンへの本指針の落とし込みを実施する事。

お取引先は、以下を含むサプライヤーマネジメントシステムを実施する事。

- デュー・デリジェンス： お取引先は、OECD（経済協力開発機構）の責任ある企業行動に対するデュー・デリジェンスガイドラインに従い自社のダイレクトサプライヤーならびに下請け業者に対しデュー・デリジェンスを実施し、透明性とトレーサビリティを促進し、更にサプライチェーンに対してもESGスタンダードを実施し、本指針を落とし込むべく最善の努力を尽くす事。
- 原材料及び鉱物の責任ある調達： お取引先は、サプライチェーンのトレーサビリティならびに透明性を促進するマネジメントシステムを開発し、またOECDの紛争地域並びにハイリスク地域から調達する鉱物の責任あるサプライチェーンに対するデュー・デリジェンスガイドラインに基づくデュー・デリジェンスを実施し、自社の製品に使用される原材料及び鉱物の責任ある調達を実施する事。